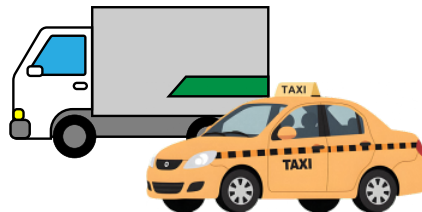


# 運転免許取得支援事業補助金

ドライバー不足に悩む市内運送事業者に対する補助制度を実施しています。

## 対象業種

- ①市内に事業所を有し、市内で事業を行っている事業者のうち、以下のいずれかの許可または届け出を行っている事業者
  - ・一般貸切旅客自動車運送事業
  - ・一般乗用旅客自動車運送事業
  - ・一般貨物自動車運送事業
  - ・貨物軽自動車運送事業
- ②市民バス等を運航している事業者
- ③市内に住所を有する個人で、①に掲げる許可または届け出により、市内で事業を行っている事業者



## 補助対象

従業員の新規採用に伴う免許取得  
既に雇用している従業員の免許取得 } に伴う以下の経費  
(下記免許のいずれかを既に有する従業員の免許取得は対象外)

「大型免許」「中型免許」「準中型免許」「第二種免許」  
取得のために負担した  
教習所の入学金、教習料、検定試験料等

- ※教習所の定める規定時間を超えた教習等に要する経費は対象外
- ※他の補助金を受けた場合は、その金額を差し引いた経費が対象

## 補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）  
補助上限：1人あたり10万円  
※1事業者につき3名まで申請可能

## 申請に必要な書類

・交付申請書（様式第1号）

※添付書類

- (1)事業実績書（様式第2号）
- (2)事業所が市内にあることがわかる書類
- (3)営業許可証や履歴事項全部証明書等の写し
- (4)補助対象従業員を雇用していることを証する書類
- (5)運転免許取得者の運転免許証の写し
- (6)補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し
- (7)市税の納税証明書または未納がないことの証明書
- (8)国、県等の補助を受けた場合は、助成額がわかる書類
- (9)振込口座の通帳の写し

・交付請求書（様式第4号）

詳細および

様式のダウンロードについては  
ホームページをご覧ください。



ホームページはこちら

【本件に関するお問い合わせ先】

雲南市 商工振興課（TEL 0854-40-1052）